

平成 21 年 11 月 9 日

直接支払制度の対応について（お願い）

（社）日本産婦人科医会
医療対策委員会
統括委員長 小関 聡
担当委員長 角田 隆

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日から実施されている直接支払制度の利用に当たり、産婦人科医会では妊産婦等に対して法外な手数料を請求している医療機関が見受けられる等多数の苦情が厚労省相談窓口によせられているとの情報を得ております。

このことに対し厚労省は当会に向け早急に善処するよう求めてきております。そこで当会の見解を再度お示しいたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

○手数料等について

直接支払制度の合意文書や専用請求書の作成について対価を得ることは、社会保険労務士法に反し認められないことになっております。

自費診療の場合は手数料・文書料の請求を否定するものではありませんが、社会通念上の額（診断書の文書料程度）に納めていただきたいと思います。

○従来どおりの償還払いについて

（従来どおり分娩後に被保険者が保険者に対し一時金を請求する方法）

被保険者から保険者に対して一時金を請求する場合は、

- 1) 「直接支払制度を利用していない」旨の合意文書
- 2) 「直接支払制度を利用していない」旨を記載した領収明細書

が必ず必要とされております（二重払い防止目的）ので、妊婦さんへご配慮の程、よろしく願いいたします。

○領収書の様式について

妊婦さんに発行する領収明細書が、実施要綱に規定されている内訳と異なっているもの（従来どおりのもの）が多いとの情報があります。しかし当会の基本的姿勢は、領収明細書は既存の様式が良いとするものです。そこで、様式の検討をされる機会がありましたら、医会発行「医療保険必携」で示した領収書のモデル案を参考にさせていただければ幸いです。